

名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置に係る助成金の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、助成金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震発生時に、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器で、次に掲げるものをいう。
- ア 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。
- イ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。
- ウ ア又はイと同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (3) 木造住宅密集地域 別表に定める地区をいう。

(申請者)

- 第3条 助成金の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、前条第1号に定める感震ブレーカーを設置しようとする者とする。
- 2 申請者は、国、地方公共団体以外の者でなければならない。
- 3 申請者は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第

2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であり、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者でなければならない。（対象事業）

第4条 助成金の申請をすることができる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所有し、又は居住する住宅の既設分電盤を第2条第1号アに該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取替えること。
- (2) 市内に所有し、又は居住する住宅の既設分電盤に第2条第1号イ又はウに該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (3) 市内に住宅を新築、増築、改築（以下「新築等」という。）する際、第2条第1号アに該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤を取付けること又は分電盤とともに第2条第1号イに該当する感震ブレーカーを取付けること。
- (4) 市内に住宅を新築等する際、分電盤とともに第2条第1号ウに該当する感震ブレーカーを取付けること。

2 前項に定める事業の助成対象建物は国、地方公共団体の所有でないものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の表に掲げるとおりとし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この要綱に基づく助成金の交付は、1戸につき1回限りとする。

区分	交付額
木造住宅密集地域	次のいずれかの額 ア 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、その取替え又は取付けに要する費用に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり40,000円を上限とする。 イ 前条第1項第3号に該当する場合は、1戸あた

	<p>り 10,000 円とする。</p> <p>ウ 前条第 1 項第 4 号に該当する場合は、その取付けに要する費用に 2 分の 1 を乗じた額とし、1 戸あたり 10,000 円を上限とする。</p>
上記以外の地域	<p>次のいずれかの額</p> <p>ア 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、その取替え又は取付けに要する費用に 3 分の 1 を乗じた額とし、1 戸あたり 26,000 円を上限とする。</p> <p>イ 前条第 1 項第 3 号に該当する場合は、1 戸あたり 6,000 円とする。</p> <p>ウ 前条第 1 項第 4 号に該当する場合は、その取付けに要する費用に 3 分の 1 を乗じた額とし、1 戸あたり 6,000 円を上限とする。</p>

- 2 前項で定めた額について、100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 第 1 項の各区分ア又はウに該当する費用において、確定申告時に消費税額の計算上仕入税額控除が認められている事業者については、第 1 項各区分ア又はウに該当する費用から消費税及び地方消費税相当額分を除いた額とする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、感震ブレーカーを設置（機器の購入を含む）する前に、感震ブレーカー設置助成金交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して、市長に対し提出するものとする。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合

ア 位置図

イ 設置前の写真

ウ 登記事項証明書（発行から 3 か月以内のもの）、賃貸借契約書又は固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請日の直近のもの）など設置する住宅の所有者（賃貸住宅の場合は居住者も含む）、

所在、用途などがわかる書類

エ 費用がわかる見積書の写し

オ 設置する感震ブレーカーの形状、規格がわかる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項第3号に該当する場合

ア 位置図

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定における確認済証の写しなどの新築等する住宅の建築主、所在、用途などがわかる書類

ウ 設置する感震ブレーカーの形状、規格がわかる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 第4条第1項第4号に該当する場合

ア 位置図

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定における確認済証の写しなどの新築等する住宅の建築主、所在、用途などがわかる書類

ウ 費用がわかる見積書の写し

エ 設置する感震ブレーカーの形状、規格がわかる書類

オ その他市長が必要と認める書類

2 毎年度の交付申請の時期については市長が別に定める。

（交付の決定及び不交付の決定）

第7条 市長は、先着順に交付申請書を受け付けるものとするが、受け付けた交付申請書に係る助成金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって受付を終了する。なお、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、次条に定める抽選により交付対象とする申請者を決定する。

2 市長は、受け付けた交付申請書について、速やかにその内容を審査し、助成金の交付について決定する。

3 市長は、助成金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、

- 感震ブレーカー設置助成金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、また、助成金を交付しない決定をしたときは、感震ブレーカー設置助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。
 - 5 申請者は、交付決定の通知後に当該申請に係る感震ブレーカーを設置しなければならない。

（抽選）

- 第8条 市長は、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合、当該交付申請書について、くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを助成金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。
- 2 当選者が提出した交付申請書の取り扱いは、前条の規定を準用する。

（補欠）

- 第9条 市長は、前条により当選者とならなかった申請者を補欠として決定する。
- 2 市長は、前項により決定した補欠の数が一定数に達しない場合、終了日の翌日以降も一定数に達する日まで補欠として交付申請書を受け付ける。
 - 3 市長は、交付申請の取り下げ又は交付決定の取り消し等により助成金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、当選者にすることができる。
 - 4 補欠の取り扱いは、市長が別に定める。

（申請者の責務）

- 第10条 申請者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 感震ブレーカーの設置に伴う苦情等は、申請者の責任において処理すること。
 - (2) 当該助成金申請に係る関係書類を助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。

(3) 感震ブレーカーの設置に関し、関係法令等を遵守すること。

(交付申請の内容の変更)

第 11 条 第 7 条第 3 項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者が、助成金の交付申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、感震ブレーカー設置助成金交付変更申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、変更する部分について説明する書類を添付するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めるときは、助成金の交付決定の内容を変更し、その旨を感震ブレーカー助成金交付決定変更通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、変更の交付決定の通知後に当該申請に係る感震ブレーカーを設置しなければならない。

(申請の取り下げ)

第 12 条 申請者は、助成金の交付申請を取り下げる場合は、感震ブレーカー設置助成金交付申請取下書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請及び当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請者の承継)

第 13 条 申請者は、助成金の申請に係る感震ブレーカーを設置する住宅の譲渡その他の事由が生じた場合において、当該住宅の譲渡等を受けた者（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で感震ブレーカーの設置を行う意思があるときは、市長に届出をして当該助成金に係る地位を承継することができる。

2 申請者及び承継人は、前項の規定に基づき、当該助成金に係る地位の承継をしようとするときは、地位承継届（第 7 号様式）に地位を承継するものであることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

第 14 条 申請者は、助成金の申請に係る感震ブレーカーの設置が完了したときは、完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添付して、交付決定の通知があった日の属する年度の 2 月末日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合

- ア 領収証の写し
- イ 設置後の写真
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合

- ア 領収証等の写し
- イ 設置後の写真
- ウ 登記事項証明書（発行から 3 か月以内のもの）又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定における検査済証の写しなど新築等したことがわかる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出の内容を検査し、適切であると認めたときは、助成金の交付額を確定し、その旨を感震ブレーカー設置助成金確定通知書（第 9 号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第 15 条 申請者は、前条第 2 項の通知を受けたときは、すみやかに請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第 16 条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、感震ブレーカー設置助成金交付決定全部（一部）取消通知書（第 11 号様式）により申請者に通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の決定内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、助成金の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、感震ブレーカー設置助成金全部（一部）返還請求書（第 12 号様式）により申請者に通知しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。